

福祉国家の再編と時間政策

——いまなぜ「時間」なのか——

李 蓮 花

目 次

- 1 時間をめぐる政治と葛藤
- 2 福祉国家と家族・ジェンダー
- 3 家族政策とケアの主流化
- 4 時間保障と時間政策
- 5 おわりに

1 時間をめぐる政治と葛藤

ここ数年、社会政策と関連する 이슈のなかで時間をめぐる議論が活発化している。その代表的な例として安倍内閣が政府の最重要課題と称した「働き方改革」を挙げることができよう。そこでは、同一労働・同一賃金の促進や脱時間給と並んで、時間外労働の上限、裁量労働時間制の適用範囲などが重要な政治的争点となった。働き方あるいは労働時間が再び¹⁾福祉政治の中心に戻ってきた背後には、バブル崩壊以後、低コスト競争と非正規雇用の増加のもとで進んだ長期的な雇用の質の低下があった。2010年代に入るとこの問題は若者を使い潰し、使い捨てる「ブラック企業」問題として注目され、2016年には大手広告会社の新入社員の過労自殺が大きな社会的反響を引き起こした。人を死に追い込む雇用システム、実効性の弱い労働時間規制への批判が再び強まった²⁾。

時間と関連する 이슈が人々の関心を集めるもう1つの背景として、女性の労働力率の上昇、超高齢化と介護負担などによる労働時間とケア時間の葛藤の増加も挙げられる。従来の日本の福祉国家システムの最大の特徴は明確な性別役割分業であった。このシステムの下では、稼ぎ手の男性は安定した雇用と引き換えに長時間労働に従事し、女性は家事・ケアを最優先しつつそれ以外の時間で賃労働に従事する。労働時間とケアの時間が性別によって明確に分かれ、2つの時間が直接ぶつかりあうことは少なかった。ところが、介護ニーズの増加や女性の労働市場参加が進むにつれ、労働時間と家事・ケア時間の葛藤が個人や家族のなかで増幅し、「時間貧困」の感じる人が増えてきた。2000年代半ばに海外から輸入されすっかり日本にも定着した「ワーク・ライフ・バランス」(WLB)は、労働と家庭生活の矛盾を調整する政策として重要性を増している。

ワーク・ライフ・バランスなど時間をめぐる政策は、日本以外の福祉国家においても近年の福祉改革の重要なテーマの1つである。特に、ケアや家族政策の分野では現金給付やサービス給付と並んで、「時間保障」が不可欠な要素の1つと認識されるようになった。資本主義社会において、労働者がケアや再生産に必要な時間を確保することはしばしば資本が要求する労働時間と衝突する。そのため、時間をめぐる社会的妥協が必要になる。近年、残業時間規制や育児休業、在宅勤務など時間に対する国家介入が強まってきたのはそのためである。福祉国家は所得やサービスの保障だけでなく、ますます、時間配分をめぐる政治（資本と労働、男性と女性）に介入せざるを得なくなった。

本稿では、上述した問題意識に基づき、福祉国家と時間の関係について考察する。特に、近年におけるジェンダー役割の変化、生産・再生産システムの再構築と福祉国家の再編に重点を置き、時間をめぐる政治や葛藤が活発化した背景を分析する。福祉国家と時間の関係を考察するにあたり、本稿では遠回りのように見えるかもしれないが、以下の「三段階法」で接近しようとする。まず第2節では、フェミニスト福祉国家研究の理論を手掛かりに、福祉国家の歴史および研究における家族の位置づけを整理する。第3節では、1990年代以降におけるケア・家族政策の主流化について論じる。そして第4節では、近年の福祉国家再編における時間政策の展開について概観する。

2 福祉国家と家族・ジェンダー

福祉国家（welfare state）は、資本主義の成立・拡大によって発生した恐慌、貧困、失業など様々な問題に対処するために創られた一種の危機管理システムである。このシステムは、19世紀末以降の経済恐慌と体制危機の深化にともない出現・拡大し、20世紀前半の二度の世界大戦と未曾有の大恐慌を経て資本主義諸国で確立した（Pierson 1991；東京社会科学研究所編 1984 など）。1940年代半ばから70年代半ばまでの約30年のあいだ、福祉国家の「民主的－福祉－資本主義モデル」（Marshall 1981=1989）は、経済の繁栄だけでなく社会構成員の全般的な福祉の増進にも大きく寄与した。1970年代以降、新自由主義による福祉国家への批判、持続可能性への危惧は絶えず提起されているものの、福祉国家システムまたは社会保障制度そのものが完全に解体された例はまだない。今日においても、冒頭の労働時間の規制やWLB政策などに見られるように、人々の生活における国家の役割は決して弱まっていない。では、こうした危機管理システムのなかで「家族」はどのように位置づけられていたのだろうか。なぜ近年、家族あるいは再生産をめぐる政治が福祉の前面に登場してきたのだろうか。ケアや時間の問題を論じるためには、まず福祉国家の成立過程における家族、再生産の位置づけを理解する必要がある。

(1) 資本主義と家父長制

福祉国家に対する理論的な歴史研究は、このシステムが資本主義諸国で確立し大きく拡大した戦後に本格的にスタートした。そのメイン・ストリームは、ティトマスから T.H. マーシャル、P. フローラ、エスピノーアンデルセンへと続く、いわゆる「政治経済学アプローチ」である。このアプローチは、福祉国家を資本主義と民主主義の関係のなかに位置づけ、両者の歴史的妥協の結果と見なす (Flora & Alber 1981; 新川 2014 など)。政治経済学アプローチにおいてもっと重視される社会的リスクは貧困と失業であり、社会保障制度は年金、失業手当、公的扶助など所得保障を通じて貧困を軽減または防止するシステムと理解されている。資本主義と民主主義が対立したり妥協したりする主なアリーナは企業や国会など「公的」な領域であり、「私的」な領域である家族は、人々が市場の荒波から身を隠して休息をとる「避難港」として、あるいは所与、残余として暗黙的に前提されていた。

こうした公／私の二分化を批判し、資本主義の形成・発展と近代的な家族システムの形成・発展を弁証法的に捉えようとしたのがマルクス主義フェミニズムであった。そこで資本主義と近代家族の関係を捉える概念として考案されたのが「家父長制的資本主義」(patriarchal capitalism) である (Sokoloff 1980=1987; 上野 1990)。この概念はフェミニズム研究の中核概念である家父長制と、政治経済学の中核概念である資本主義を結合させたものである。上野によると、「このシステムは予め二元的である。家父長制的な近代家族は、あくまで資本制下の家族であり、逆に資本制は、その補完物としての家族を市場の〈外部〉に前提している」(上野 1990: 180)。社会学者の武川も、「労働力の商品化、あるいは賃労働の成立は…賃労働と対をなす労働形態としての、家事労働の成立を随伴する」「家父長制が福祉国家の分析にとって重要な意味を持つのは、それが資本制とともに現代の社会システムの前提をなしているからである」と、福祉国家研究における家族、家父長制の重要性を指摘した (武川 1999: 146-55)。

資本主義と家父長制の歴史的変遷を分析するにあたってマルクス主義フェミニストたちが注目したのが家族賃金と女性保護立法の成立である。周知のように、イギリスにおいても日本においても社会政策の嚆矢は工場法の制定であったが、その工場法の主な内容は児童および女性の保護であった。初期の資本主義は、利益の最大化のために成人男性よりも賃金の低い女性や児童を進んで雇用し、非人間的な長時間労働に従事させた。また、賃金が生存ぎりぎりの最低水準に抑えられていたため、労働者家族は男性も女性も、大人も子どもも総出で労働に従事しなければならなかった。当然ながら、こうしたシステムの下では労働者個人または次世代の労働力の再生産が犠牲になり、体力の低下や伝染病の蔓延が問題になった。その後、労働運動の勃興と労働者の組織化が進むにつれ、(成人男性の)労働者たちは自分一人だけでなく家族の生活を賄える程度の賃金水準を要求し、国家(大河内の言い方を借れば「総資本」)も労働力の保護に乗り出すようになった。技術革新や生産性の向上にともな

い基幹産業を中心に徐々に家族賃金が定着し、女性や児童は労働から離れて家庭または学校に活動の場を移していった。ここで初めて、性別役割分業を特徴とする近代家族の物質的基盤が出来上がったのである。すなわち、家族賃金は「現在の性別分業の基石」と言える(Heartman 1981)。ソコロフは、「この家族賃金を通して、家父長制と資本主義の間の矛盾が解消され、それにより女性のアイデンティティや性格、女性の家族内での『自然な』役割が定着した」と指摘した(Sokoloff 1980=1987: 219)。このように、資本主義は民主主義と妥協しただけでなく、家父長制とも妥協したのである。これがいわゆる「ビクトリアン・コンプロマイズ」、あるいは資本主義と家父長制の第一次妥協である。その妥協は国家の介入(工場法やその他労働法制)のもとで行われ、20世紀の福祉国家は、こうして成立した性別分業型の家族を前提に設計されたのみならず、様々な制度・政策を通じて性別分業を強化した。福祉国家における女性の社会保障受給権は世帯主の被扶養者になることによって初めて保障され、また租税制度や社会保険制度によって被扶養者となるように誘導された。その結果、家族は労働力の再生産の場として私密化され、再生産労働は女性の労働としてジェンダー化された。

(2) 家族・ジェンダーに基づいた福祉国家類型論

資本主義と家父長制に関するマルクス主義フェミニストたちの研究は、資本主義と福祉国家の成立に新たな視点を加えたものの、国家と家父長制の関係に関してはある意味ステレオタイプの認識に立脚していた。しかし現実では、1970年代からの経済社会的な構造変化やジェンダーの主流化のもとで、福祉国家のジェンダー政策は大きく変化したのである。そこにさらに理論的刺激を与えたのが福祉レジーム論に代表される比較福祉国家研究の興隆である。フェミニスト福祉国家研究者たちは、暗黙のうちに男性を前提とする脱商品化概念や福祉国家類型論を批判しつつ、福祉国家と家族の関係の多様性を模索するようになった。1990年代はジェンダー・センシティブな福祉国家の類型化が活発に試みられた時期であった(深澤 1999; 堀江 2001)。

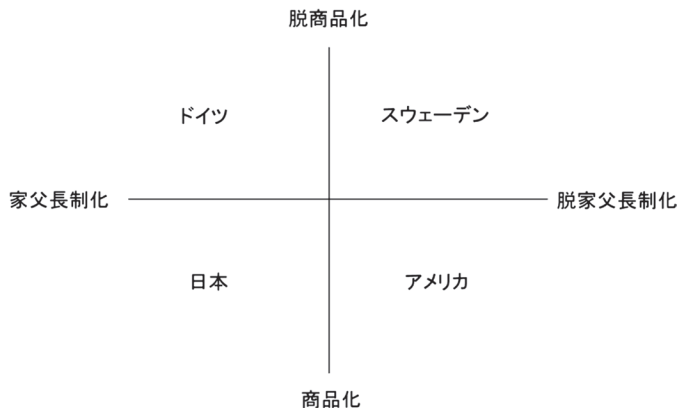
例えば、シーロフは「女性労働友好度」(female work desirability)と「家族福祉志向」(family welfare orientation)という2つの指標からOECD諸国を比較し、大まかに4つのグループを見出した。すなわち、①労働市場のジェンダー平等度が高く、家族への公的支出も多いグループ(北欧諸国)、②労働市場でのジェンダー平等度は高いが家族への支出が少ないグループ(アングロ・サクソン諸国)、③労働市場のジェンダー平等度が相対的に低く、家族への支出が中から高程度のグループ(大陸ヨーロッパ)、そして④どちらも低いグループ(日本、スイス、アイルランド、南欧諸国)である(Siaroff 1994)。このような分類は、しばしば保守主義レジームに分類されている大陸ヨーロッパ(③)と南欧、日本(④)の違いを明らかにしているが、それぞれのグループがどのような家族規範に基づいているかは不

問にした（辻 2012：18）。すなわち、家族福祉志向を量的な側面だけで捉えたため、支援しようとするのが平等主義的な家族かそれとも男性稼ぎ主型の家族かは明らかではなかったのである。それに対し、フレイザーは、セインズベリーの「稼ぎ主モデル」と「個人モデル」の区分を引き継いだうえに、福祉国家の社会政策におけるジェンダー・モデルを4つの類型—「男性稼ぎ主モデル」(male-breadwinner model), 「ケア提供者対等モデル」(caregiver parity model), 「総ケア提供者モデル」(universal caregiver model), 「総稼ぎ主モデル」(universal breadwinner model)—に分類し、その違いを分析した（Fraser 1997；居神 2003）。日本では、福祉レジームの代わりに「生活保障システム」という用語を提唱した大沢が男性稼ぎ主型、両立支援型、市場志向型の3類型を提起し、日本を最も典型的な「男性稼ぎ主」型モデルに位置づけた（大沢 2007）。

これらの研究は福祉国家の主流派にも大きなインパクトを与え、理論的反省・見直しを促した。エスピン-アンデルセンは、初期の福祉国家レジーム論が「所得維持のプログラムにあまりに狭く立脚した類型論」で、「国家の市場との結びつきだけに焦点を当て、標準的な男性の生産労働者を軸に組み立てられた類型論」であること（Esping-Andersen, 1999=2000: 115）、福祉の重要な供給主体である家族の分析が著しく未熟であったことを認めた。そして、脱商品化と対をなす規範概念として階層化の代わりに「脱家族化」(defamilialization)を導入し、それを「家族への個人の依存を軽減するような政策」, 「家族の互恵性や婚姻上の互恵性とは独立に、個人による経済的資源の活用を最低限可能にする政策」の度合いと定義した（ibid.: 78）。

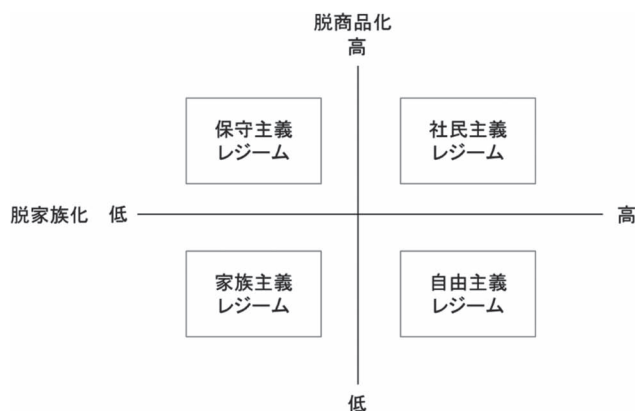
前述のように、同じ時期の武川も福祉国家の類型論には資本制と家父長制の二元的視座が必要であることを主張した。彼は、資本制を表す概念として「脱商品化」、家父長制を表す概念として「脱家父長制化」を提起し（その後、「脱ジェンダー化」に修正）、図1のような

図1 資本制と家父長制から見た福祉国家の類型



出所：武川（1997：259；1999：156）より。

図2 新川による「4つの世界」



出所：新川（2005：273）より。

四象限を描いた。比較政治学者の新川がその後に提起した「4つの世界」も類似した問題意識に基づいていた言えよう（図2）。新川は「家族主義レジーム」の代表的な国として日本、韓国や南欧諸国を挙げている。このことはこれらの国の福祉国家システムを理解するには家族やジェンダーの視点が特に重要であることを意味する。

3 家族政策とケアの主流化

（1）家族政策の主流化

アカデミアにおけるジェンダーの主流化と並行して、現実においても社会政策のなかでケアや家族政策の重要性が高まってきた。家族政策は、一般的には「家族に対し、あるいは、家族のために行う政府の活動のすべて」と定義される（Kamerman & Kahn 1978）。ただ、家族の暗黙的な範囲が社会によって異なるため、家族政策の中身も社会によって異なる。広い意味での家族政策は、（伝統的に家族の役割とされてきた）子どもや高齢者、障がい者などのケアに対する支援から、家族（特に女性）の役割を規定する社会保障制度や租税制度、WLB政策などを含む。高齢者の扶養が基本的に社会化された西欧の場合、家族政策は子どもの養育に対する政策的支援と同義的に使われることも少なくないが、この場合の家族政策は日本語の「育児支援」「子育て支援」とほぼ同義と言える。高齢者のケアに対する家族責任がまだ強く残っているアジアでは、家族政策を論じする際、高齢者ケアへの支援も合わせて考える必要がある。いずれにせよ、従来、一部の特殊な状況を除き基本的に家族のなかで私的かつ無償に遂行されていた家族のケア（経済的扶養・養育を含む）が、近年家族政策として公的な社会政策の重要な領域になってきたのである。なぜ、福祉国家にとって暗黙の「前提」であった家族が、国家による介入・支援が必要な「対象」に変わったのだろうか。

その原因は、一言で言えば、上記の「ビクトリアン・コンプロマイズ」が維持困難になったからである。すなわち、男性は一家を養える家族賃金を生涯を通じて安定的に獲得でき、女性は安定的な夫婦関係のもとで家事、育児を含む再生産労働を無償に提供する、という構造がますます維持できなくなったのである。変化は福祉国家の下部構造ともいえる雇用（生産）と家族（再生産）の両方から生じた。まず雇用の面においては、ポスト工業化に伴う成長率の低下と産業・雇用構造の変化、製造業の国外移転などにより、一家の稼ぎ手である男性が安定的に、高水準の賃金を獲得しつづけることが困難になった³⁾。失業率が 10% を超えることも珍しくなくなり、派遣やパートタイマーなど非正規雇用も増加した。生活水準を維持し、住宅費や教育費などを賄うため、多くの女性が家庭から労働市場に進出した。こうした「プッシュ」要因に加え、「プル」要因—情報産業や対人サービス産業などの拡大による女性労働力に対する需要の増加—も女性の労働市場参加を促進した。

一方で、一時非常に鞏固に見えた近代家族も揺らぎはじめた。個人の自由、選択、自己実現を追求する個人化が近代家族のなかまで浸透し、離婚・非婚・未婚出産などの増加やパートナーシップの多様化が各国で不可逆的に進んだ。結婚というシェルターを失い、自ら稼得者ないし扶養者となる女性が増える一方で、労働市場における女性の脆弱な地位により女性や子どもの貧困が社会問題化した。新自由主義の興隆、福祉国家の民営化傾向も雇用の柔軟化を介して家族の危機に拍車をかけた。また、高等教育を受け、ジェンダー平等的な価値観を身に付けた女性たちは家庭内の「愛の労働」だけでなく、社会的承認と経済的自立を目指すようになった。いずれの場合もケアの不足・危機が常態化し、育児や介護など社会サービスへのニーズが高まってきた。経済面にしてもケアにしても、再生産を家族だけに任せることがますます困難になったのである。

そこで、1990 年代になると、雇用分野における男女の機会均等だけでなく、家族を政策支援の直接的な対象とする施策や、雇用労働と家庭責任の調和を可能にする施策が各国で福祉改革のメインテーマの一つになってきた（岩上 2013；原 2008）。例えば、新自由主義の影響を特に強く受け、1980 年代に子どもの貧困問題が激化したイギリスでは、1990 年代後半、ニューレイバーの「第三の道」「社会的投資論」のもとで家族政策の主流化が発生した。イギリスほど劇的ではないものの、保守主義レジームに分類されていたドイツやフランス、オランダ等においても性別役割の変化とともに家族・ケアに関連する 이슈が社会政策のメインテーマに浮上した。この点については第 4 節で改めて考察する。

(2) 「ケア」の概念化

家族や再生産に関する 이슈がジェンダー研究だけでなく社会政策を含む幅広い分野で認知される過程で、理論・現実の両面で新たに再定義されたキーワードがある。それが「ケア」(care) である。

従来、ジェンダー研究や社会政策のなかでは、「生産」の対概念としては「再生産」、「賃労働・有償労働」の対概念としては「家事労働・不払い労働」という用語を使用してきた。「不払い労働」や「再生産労働」は日常用語というよりは学術的で批判的色彩の強い概念で、その理解にはかなりの専門的な知識が必要である。1990年代以降、家族政策の主流化のなかで再生産や不払い労働より広く使われるようになったのが「ケア」という言葉である。もちろん、「気にかかる、心配する、世話をする」という意味でのケアは古くから使用されており、医療や社会福祉の分野においてもケアの職業化・専門化が進んできた。それらに対し、1990年代以降新たに概念化された「ケア」は一般的な再生産労働を意味する。それは、家事、育児、介護など目に見える労働だけでなく、対象者への情緒的な気配りや関係性なども包含しており、ひいては人間に不可欠な活動の1つとして普遍化、抽象化された。それは賃労働の相対化と、それまで不可視化されていた再生産労働の可視化を意味しており、時には新たな哲学をも意味していた（Kittay 1999=2010）。

日本の場合、ケアに関する社会的関心が飛躍的に広がったのは高齢者の介護が社会問題化し、ついに介護保険制度が創設された2000年前後であった⁴⁾。学術論文データベース CiNii で「ケア」をキーワードに論文を検索してみると、1971-1980年は606件、1981-90年は2,048件がヒットするのに対し、1991-2000年には15,221件、そして2001-2010年には76,052件に急増している。2011年以後は現在（2018年）まですでに60,045件の論文がある。2000年前後には、医学や社会福祉など専門的な色合いが強かった「ケア」を社会科学の知識体系のなかに位置づけようとする知的営為も積極的に行われた。例えば、1997年には広井氏の『ケアを問い直す』が刊行され、その10年後の2008年には岩波書店から『ケア その思想と実践』という大型シリーズ（全6巻）が刊行されたのである。フェミニズムの代表的な研究者である上野氏が自身の後期の研究を『ケアの社会学』というタイトルでまとめたのも象徴的であった（上野 2011）。

ケアを論じる際の主なテーマは、家族の変容とともに深刻化する「ケアの危機」に如何に対応するかであった。一言で「ケアの社会化」または「脱家族化」と言ってもその内容は多様である。例えばジェンソンは、ケアへの社会政策アプローチの視点から、ケアには3つの核心的な問題があるという。すなわち、①誰がケアするのか（Who cares?）、②誰が払うのか（Who pays?）、③どこでケアが行われるのか（Where is care provided?）である（Jenson 1997）。なかでも①誰が提供するか（ケア労働の供給）と、②誰がそのコストを負担するか（ケア費用の負担）は明確に区別されるべきである。例えば、辻は1990年代以降の日本の福祉政治を分析するにあたり、「ケア費用の社会化」と「ケア労働の社会化」を区分したうえで考察を行い（辻 2012: 22）、相馬らもこうしたケアの二元的捉え方に基づいて東アジアにおけるケア・レジームの比較分析を試みた（Soma et al. 2012）。

ところが、基本的に現金給付という形で行われる所得保障や、専門的な医療サービス以外

のサービス提供が困難な医療保障と違って、ケアサービスの特徴として広範なインフォーマル・ケアの存在が挙げられる。国家または市場を通して行われるフォーマル・ケアを考察するだけでは、その社会におけるケアの実態に接近することが難しい。そのため、インフォーマルな形で提供されるケアについても評価しなければいけないが、ほとんどのインフォーマル・ケアは金銭を伴わず、その規模を測定することは容易ではない。そこで主に使われるのが非経済的尺度である「時間」である。再生産労働または家庭内におけるケアの提供に関する研究が生活時間研究と密接に関連しているのはそのためである。異なる国におけるインフォーマル・ケアを比較するために、例えばベットとプランテンガは、生活時間のデータに基づいて作成した独自の「インフォーマル・ケア密度指標」を用いて、ヨーロッパ諸国の国際比較を行った。その結果、社会的ケアの発展が遅れている南欧諸国は総じてインフォーマル・ケアの密度が高いが、オランダ、イギリスもインフォーマル・ケアの比重が大きいことが浮き彫りになった。また、北欧諸国に加えフランスもインフォーマル・ケアの比重が低いという (Betto & Plantenga 2004)。なお、各国におけるケア・レジームが女性の労働市場参加だけでなく、貧困率や出生率にも影響すると彼らは指摘した。

近年、ケアの保障には現金給付とサービスの保障の他に「時間の保障」も不可欠であるということが認識されるようになってきた。ケアに関する多くの研究が指摘したように、ケアは情緒的で、親密な関係に基づいている場合が多い。子どものケアは特にそうである。社会的な保育サービスがどんなに充実していても親の愛情、家族の時間を完全に代替することはできない。子どもの人権と健全育成という観点から考えても、親（または他の親密な養育者）との深い触れ合いはきわめて大切である。したがって、ケアの捉え方としてお金とサービスの側面のほかに、時間という側面が重要視されるようになった。デイリーとレイクは、「ケアの供給を行うことは、サービス、時間、経済的支援へのニーズのといった3つの（うち1つ以上の）ニーズの充足をともなう」「福祉国家は一次元的な方法（所得保障を指す一引用者）で対処するが、ケアは少なくとも三次元的な方法を使う」と指摘した (Daly & Rake 2003=2009: 51)。ここから、人々の生活のなかでますます重要な意味を持つ「ケアの時間」を如何に保障し、配分するかが重要な政策的 이슈になってきたのである。

4 時間保障と時間政策

(1) 「時間の欠乏」と「時間格差」

まず、なぜ 21 世紀初頭の現在、時間に対する関心が高まっているのか。前述のように、工業化初期、人々の労働時間はいとと比較にならないほど長く、しばしば労働者本人の最低限の労働力再生産をも阻むものであった。そのため、労働時間の規制・削減は初期の労働運動および社会政策研究の重要なテーマの 1 つであった。その後、技術革新と生産力の向上、

そして福祉国家体制下での資本の譲歩により、労働時間は大幅に減少し、1日8時間、週40時間労働が多くで制度化した。多くの人は、経済がもっと発展し所得水準が上がれば人々がもっと多くの余暇を楽しむことができるだろうと予測した。今日の観光、娯楽、スポーツ等の産業の発展をみるとその予測はあながち間違っただけとは言えない。ただその一方で、1960年代に生活時間研究が本格化した背景にもなったように、所得水準は飛躍的に上昇したものの時間的余裕はあまり増えず、人々はますます忙しくなった（国民生活調査課編1975）。原因は多様である。まず、所得の上昇にともなう消費構造の複雑化・高度化、そして、テレビからインターネット、スマートフォンへ続く情報化が挙げられる（これは一部余暇の増加と見ることができる）。また、産業構造が製造業からサービス業、情報産業に変わるにつれ労働時間が非定型化し、労働時間の区分が難しい頭脳労働者が増えたことも関連する。他にも、個人主義と新自由主義による働き方の個人化、メリトクラシーの浸透も労働時間の延長をもたらしている⁵⁾。

そして、もう1つの重要な原因は前でも触れた性別役割分業の変容である。エスピン-アンデルセンは1999年の『ポスト工業経済の社会的基礎』のなかで次のように述べている。「登場しつつある新たな家族形態の特徴は、それが時間の欠乏に悩まされているということである…新しい『非典型的な』家族（共働き家族を指す—引用者）は所得の面では豊かかもしれない。だが、彼らは時間がないため、サービスの必要性を実感している」（Esping-Andersen 1999=2000: 94）。また、ベック＝ゲルンズハイムは、現代の家族には「スケジュールの曲芸師」「家族のコーディネーター」が必要であるという。「自分の時間／あなたの時間／私たちの時間が論点となり、自分の時間の追求と共同の時間の追求との対立をめぐって闘争が行われる… どちらが何を、いつ、どれだけの時間、担うのか？ どちらの時間の必要性が優先されるのか？ どちらがいつ、時間が空いているのか？」、これらが常に問われるようになったのである（ベック＝ゲルンズハイム 2011）。

恒常的に時間の欠乏に直面しているのは共働き家族だけでない。ひとり親世帯の親はより深刻な時間の欠乏に直面し、「時間の貧困」に陥るリスクが高い。就業率の高い日本の母子家庭の女性に関しては以前から所得面の貧困だけでなく、子どものケアと自分のケアに必要な時間の貧困が重要な事実として指摘された（田宮・四方 2007）。近年の貧困研究においても、所得だけではなく所得と時間の二元的側面から貧困を捉えようとする試みがなされている（浦川 2014；石井・浦川 2017）。石井・浦川の分析によると、日本におけるひとり親世帯の時間貧困率は、正規雇用の場合42.2%、非正規雇用の場合28.0%という高い水準である⁶⁾。ひとり親世帯の貧困が単なる物質的な欠乏に止まらず、関係性や体験、自己肯定感の欠如を通じて貧困の再生産につながっていることを考えると、貧困対策にも時間の保障という視点が不可欠である。

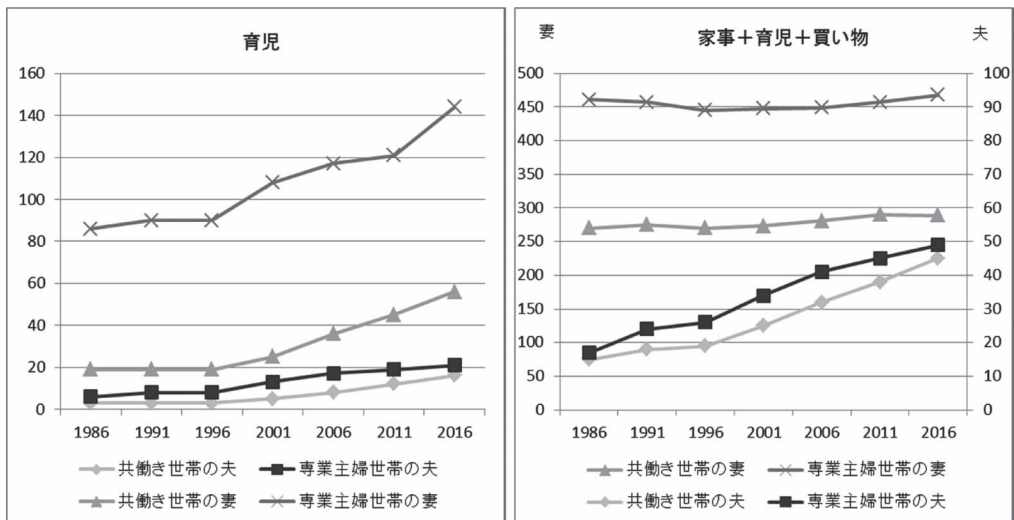
格差についても同じである。幼児教育や子どもの貧困に関する多くの研究は、親子の時間

の格差が子どもの認知・非認知能力の格差につながっていることに警鐘を鳴らしている。家族規模がますます縮小し、家庭以外で遊ぶ場所も時間も減少するなか、一世帯当たりの子どもの人数の減少にもかかわらず、育児時間は増える傾向にある。図3は、「社会生活基本調査」からみた子どものいる世帯の夫と妻の育児・家事時間の推移である（右の図では夫と妻の時間の目盛りが異なることに注意）。女性の場合、家事時間の減少により家事・育児・買い物物の合計時間はほぼ横ばいであるが、育児時間は1996年以後の20年間で、専業主婦で1時間弱、共働きの妻も40分弱増加した。夫の育児時間も20分以上増加している。子育て世代にとっては、生活時間のなかで育児の重要性が以前より増してきたのである。

また、育児労働の中身も変容し、身の回りの世話よりも一緒に遊ぶ、絵本を読んであげるなど感情労働・知的労働的な側面がますます重要になっている。また、受験が盛んなアジアでは学校や塾、習い事、受験などの情報収集、スケジュールの調整などの調整労働も不可欠である。これらの労働は外部化することが困難で、養育者がどれほど時間を投入できるかによって大きな差が生じる。そのため、親子時間の格差が育児の質の差、ひいては子どもの学力や非認知能力の差に帰結しやすくなっている。アメリカにおける子どもの格差を分析したR. パットナムは、子どもが親と過ごす時間に関して1970年代には階級による格差がほとんどなかったが、2013年には大卒と高卒の間に1.5倍の「おやすみなさい おつきさま」時間⁷⁾の格差が存在すると指摘する（Putnam 2015=2017:145）。エスピン-アンデルセンも、「高学歴の親は、教育年数の短い親よりも、20%も多い時間を発育を促すかわりに注いで

図3 日本における子どものいる家庭の家事・育児時間（平日）

（単位：分）



出所：平成28年社会生活基本調査に基づき筆者作成。

いる」と指摘した（Esping-Andersen 2009=2011：130-131）。

このように、社会政策の中心的テーマである貧困や格差に関しても時間の側面が以前より重要性を増してきているのである。

（2）福祉国家の再編と時間政策

では、実際の福祉国家の再編改革のなかで労働時間やケア時間に関する諸問題はどのような形で取り上げられ、制度化されているのか。

1970-1980年代に吹き荒れた新自由主義の福祉国家批判は福祉国家を完全に解体することはできなかったものの、労使関係や雇用を中心に20世紀型福祉国家の根幹にかかわるいくつかの構造・仕組みに質的な変化をもたらした。また、ポスト工業化に伴う諸変化に従来の福祉国家システムが対応できていないのも事実であり、その1つが性別役割分業の変容とそれにもなうケアの変化である。家族福祉を重視し、より明確に性別役割分業を支援してきた保守主義レジームの国々において従来型の福祉国家の限界は特に顕著に現れた。男性稼得者の高い水準の所得保障に重点を置いた社会保障制度は費用面の高コストだけでなく、高い非経済活動人口の割合、仕事と家庭の両立困難など多くの問題をもたらした。一部の国では家族形成の困難と低い出生率をもたらした。1990年代半ば以降、その苦境を打開するための模索が様々な国で行われてきたが、ここではオランダとドイツを取り上げ、保守主義型福祉国家の再編と時間政策との関連を簡単に整理してみたい。

オランダ

オランダは、「この大陸型国家特有の雇用縮小と社会保障負担の増大という隘路から、最初に脱する道を歩み始めた」国と評されている（水島2006）。

オランダは戦後、稼ぎ主の男性労働者を対象に高い水準の所得保障制度を構築した。一方、既婚女性は家庭の外で働くべきではないという規範がきわめて強く、公務員や学校の先生も結婚すると退職しなければならないほどであった。1970年代以降、経済の低迷、社会保障給付受給者の増加、財政難の悪循環という「オランダ病」（広瀬2011）に悩まされていたオランダでは、1982年に、政府のリーダーシップの下で労使協定—「ワセナール協定」が締結され、ワークシェアリングの社会的実験が始まった。労働時間の短縮、賃金の抑制、雇用の保障を内容とするこの協定は当初は景気対策として実施されたが、1990年代に入ると労働・社会保障を含む福祉国家全般の抜本的な改革へとレベルアップした。改革の基本的な方向性は「アクティベーション」「給付所得より就労を」であったが、雇用形態の多様化、仕事と家庭生活の両立を通じた「全員参加型社会」を目指した制度改革も同時に進められた（水島2006：2012）。例えば、1996年には「労働時間差別禁止法」、1999年には「フレキシキュリティ法」（柔軟性と保障法）が制定され、雇用の柔軟化とともにパートタイム労働者

に対する賃金・社会保障権利などの差別が禁止された。また、2000 年には労働者に労働時間の短縮・延長を求める権利を明記した画期的な法律—「労働時間調整法」、2001 年には仕事とケア責任の両立を主旨とする「労働とケアに関する法律」が次々と制定された。これらの制度改革は、単なる労働時間の短縮と雇用の柔軟化を超えて、一人一人が、それぞれのライフステージや生活のニーズにあわせて可能な限り無理なく働くことができる社会、それを通してより多く人が社会活動に参加し、福祉国家の支え手となる社会を目指した「前向き」な福祉国家再編と言える。改革の結果、オランダではパートタイムを中心に女性の労働市場参加に劇的に増加し、一人フルタイム＋一人パートタイムまたは夫婦二人ともパートタイムの「1.5 人稼得者モデル」が定着した。

オランダの福祉国家再編改革に対して、失業率の低下、女性の就業率の上昇、景気回復などを「オランダの奇跡」として称える評価がある一方で、政策決定における労働組合の排除、平均的な賃金水準の低下、依然として大きいジェンダー格差⁸⁾ など厳しい批判もある。しかし、労働形態や労働時間の多様化が大きな社会的格差をもたらさなかったこと、男性を含め就労以外に家庭生活や趣味、社会奉仕などにかかわれる時間が増えたこと、その結果、比較的高い出生率と活発な社会参加につながっていることを考えると、保守主義型福祉国家の改革でなかで比較的成功した例であると言えよう。そして、その福祉再編政治のキーワードの 1 つに時間政策、特に労働時間に基づく差別の禁止と時間に対する自律性の強化があったことをここでは強調しておきたい。

ドイツ

オランダと似たような構造的問題を抱えていたドイツでも、1990 後半以降、労働とケアの関係の再編を中心に大規模な改革が行われた。ドイツの福祉改革は、「労働の未来」という働き方の将来的ビジョンのもとで、明示的に「時間政策」(Zeitpolitik)を打ち出した点が特徴的である。ドイツの時間政策について精力的に研究してきた田中は、時間政策を次のように定義している。「労働時間の柔軟化をはじめとして、労働時間とそれ以外の時間を含むすべての時間と労働配分の自由度を増していこうとする一連の政策群のことである」(田中 2012)。

労働時間の自由配分に関する制度としてまず「労働時間口座制度」が挙げられる。残業時間をお金のように口座に貯めたり引き出したりすることを可能にするこの制度は 1960 年代に一部の企業で実験的に始まり、1990 年代には在職期間を通して使用可能な「長期労働時間口座制度」として確立した。1998 年には「Flexi I 法」(柔軟な労働時間規制の社会法上の保護のための法律)、2008 年には「Flexi II 法」が制定され、労働時間口座制度に明確な法的根拠が与えられた。当制度は、企業側にとっては超過勤務コストの削減、生産性の向上、不況時の雇用保障などのメリットがあり、労働者にとっては、(特に個人の裁量が大きい場

合) 労働時間の自律性の向上, WLB の向上などのメリットがあると評価されている。2015 年の時点でこの制度は全労働者の約 6 割をカバーするようになった⁹⁾。

オランダ同様に、ドイツでも 1990 年代以降、労働市場の規制緩和と社会保障給付の厳格化によって就労を促進しようとするワークフェア的な改革が行われた。その集大成が「ドイツ史上最大の福祉縮減改革」と言われた 2000 年代前半のハルツ改革である (近藤 2015)。2001 年には「パートタイム労働・有期契約労働法」も制定され、労働市場における短時間・有期雇用などいわゆる非正規雇用者の数は大幅に増えた。ただ、この法律は非正規労働者の権利についても規定しており、フルタイムの労働者が家族の介護やその他理由により短時間勤務に転換することも権利として明記している¹⁰⁾。

2000 年代半ばには家族政策も大きく転換した。家族や女性の役割について保守主義的風潮が強かったドイツはヨーロッパで出生率が最も低い国の 1 つであった。家族福祉重視の理念から家族手当や育児休業制度は充実しているものの、働く女性が仕事と育児・介護を両立させることは容易ではなかった。そんなドイツでも 1990 年代からケアの社会化が進み、1997 年代には介護保険が導入された。子どものケアに関しても 2000 年代半ばには家庭保育重視の政策から、保育サービスの拡充や WLB 政策など、仕事と家庭生活の両立促進の方向に転換した。その時に意識されたのが「時間保障」である。2006 年に当時の家族相は新しい家族政策の 3 本柱として、(a) 所得の確保、(b) 毎日の職業生活において子どものための時間を持てること、(c) 良好な保育・教育サービスの提供を挙げたのである (齋藤 2012)。ちなみに、その数年前 (2001 年) には、時間保障の観点から「育児休業法」が「親時間法」に変更され、2007 年から定額制の育児手当が所得比例型の両親手当に変更された。さらに、2013 年からは 1 歳以上の全ての子どもの保育を受ける権利が法的に認められ、2012 年の「家族介護時間法」では家族に介護が必要になったとき労働時間を最大 2 年まで週 15 時間に短縮できるようになった (田中 2012)。

このように、かつて高失業率や硬直した労働市場、そして社会保障支出の増加に悩まされていた保守主義レジームのオランダとドイツは、1990-2000 年代の抜本的な福祉改革を通じて、それぞれの福祉国家システムを大きく変貌させた。表 1 で見られるように、女性の就業率は大幅に上昇し、ケアの社会化により出生率に関しても比較的良好なパフォーマンスを示している (オランダは近年若干低下している)。女性の雇用がパートタイム雇用に集中し、ジェンダー平等も北欧に比べると劣っているが、充実した休暇制度と世界で最も短い労働時間により、仕事と家庭責任のバランスが比較的取れやすい社会となっている。最も重要なのは、労働時間の調整とケア時間の保障を労働者の権利として制度的に保障することが改革の 1 つの方向性になっていることである。ルイスは、資本と労働の調停が福祉国家の第一の調停だとすれば、家族とジェンダー関係への国家介入を通じた労働時間と生活時間の調停、性

表 1 日本・ドイツ・オランダの比較 (2015 年)

	日本	ドイツ	オランダ
合計特殊出生率	1.45	1.50	1.66
女性の就業率	66.0%	70.8%	70.1%
(1990 年)	55.8%	52.2%*	47.5%
年間総実労働時間	1,724 時間	1,363 時間	1,430 時間

* 旧西ドイツ。

出所：労働政策研究・研修機構 (2018)『データブック 国際労働比較 2018』より。

別役割の調停は「第二の重要な調停」と指摘した (Lewis 2006)。オランダとドイツはその点において日本の一歩前を行っていると言えるかもしれない。

5 おわりに

本稿では、「時間」という切口から福祉国家の近年の再編について考察した。労働時間の多様化と柔軟化、性別役割分業の流動化を背景に、近年、労働時間やケア時間をめぐる葛藤がマクロの政策レベル、ミクロの個人レベルとも増幅している。そして、性別を問わずケア時間の保障し、職業生活と家庭生活の調和を図ろうとする WLB 政策が各国で社会政策の主要なテーマとなっている。本稿では、先行研究を中心に、福祉国家の成立と家族の関係、家族政策の主流化とケアの概念化、2つの保守主義型福祉国家の労働・福祉改革と時間政策について簡単に整理し、いまなぜ時間をめぐる 이슈が福祉政治の中心に登場しているのか、どのような形で制度化されるかを考察した。

本稿を終えるにあたって最後に今後の研究課題を提示しておきたい。本稿はヨーロッパを中心に近年の福祉改革と時間政策の変容を考察したが、家族政策とケアの主流化は東アジアでも同じく起きている。むしろ「ケアの危機」は東アジアの方がもっと深刻で、それが近年の深刻の少子化やケア労働者の不足として現れている。特に労働時間の長さや休暇の権利性の欠如は東アジア諸国において社会の再生産システムに重大な弊害をもたらしていると筆者は考えている。東アジアの家族政策の比較は現在ホットな研究テーマであるが、時間保障という視点からの本格的な実証分析はいまのところまだない。今後、東アジアにおける労働時間の法規制と実態、労働の柔軟性に関する諸制度、WLB 政策、生活時間の配分などについて比較の視点から分析し、それを通じて東アジアにおける福祉改革の特徴ないし方向性を検討していきたい。

注

- 1) 「再び」というのは、1980年代半ばから1990年代半ばにかけて「働きすぎ」の問題が社会的に大きく取り上げられ、アメリカからの内需拡大要求と相まって、「時短政策」が進められたことがあったからである。その後、失業や非正規雇用の増加などにより労働時間問題は下火になった。
- 2) 過労自殺問題を受けて、2017年には労働や社会政策の分野で労働時間と生活時間をめぐる議論が沸騰した。一部の例を挙げると、『労働法律旬報』の2017年3月号の特集「新しい労働時間法：生活時間法の制定に向けて」、労働教育センター編『女も男も』の2017年春夏号の特集「生活時間を取り戻す 労働時間規制のあり方を探る—長時間労働は私たちから何を奪っているのか」、『連合総研レポート』(DIO) 2017年10月号の特集「生活時間の視点から労働時間を考察する」などがある。筆者が所属している社会政策学会も2017年秋季大会の共通論題として「正規の労働時間、非正規の労働時間」を取り上げたが、時間と関連するテーマを共通論題で取り上げたのは1987年春季の「現代の労働時間問題」からは30年ぶり、2005年春季の「労働・生活時間の構造から見た社会政策」からは12年ぶりであった。
- 3) 東アジアや南欧など家族規範が特に強く、家族政策の発展が遅れた社会では、結婚にともなう家族責任から逃避する人、(失業や低賃金により)結婚したくてもできない人が増え、未婚化・少子化がより深刻になった。
- 4) 広井氏は、2000年に『ケア学』を出版する際に、当時まだ「ケア」そのものの意味を正面から主題化した本が少なかったため、10頁ほどの文献リストを末尾に添えたと述懐している(広井2013)。
- 5) この点に関しては、ホックシールドの『タイム・バインド—働くお母さんは忙しいばかり』が、1990年代のアメリカで先進的なワーク・ライフ・バランス制度を備えるいわゆる「優良企業」において、人々がなぜ進んで長時間労働を受け入れるかを克明に描いている(Hockschild 2000=2012)。
- 6) ちなみに、ふたり親世帯で妻が正規雇用の場合も時間貧困率は32.5%と高い。
- 7) アメリカにおける代表的な子どもの絵本『Goodnight, Moon』のタイトルで、子どもに絵本を読んでもらったり、一緒に遊んだりするなどの対面型のコミュニケーション時間を意味する。
- 8) 例えば、世界経済フォーラムの「グローバル・ジェンダー・ギャップ2017」におけるオランダの総合順位は144カ国中第32位であるが、「経済参加」の順位は82位に止まっている。
- 9) 労働政策研究・研修機構「ドイツの労働時間口座制度」(https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2016/12/germany_01.html)。
- 10) 逆に、パートタイムからフルタイムに転換することは使用側の反対によりまだ権利化していない。

参 考 文 献

- Alber, Jens (1995), A framework for the Comparative Study of Social Services, *Journal of European Social Policy*, 5 (2), 131-49
- Betto, F. & J. Plantenga (2004), Comparing care regimes in Europe, *Feminist Economics*, 10 (1), 85-113

- Daly, Mary and Katherine Rake (2003), *Gender and the Welfare State*, Cambridge: Polity Press
(=2009, 杉本貴代栄監訳『ジェンダーと福祉国家—欧米におけるケア・労働・福祉』ミネル
ヴァ書房)
- Esping-Andersen, Gøsta (1999), *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford; New
York: Oxford University Press (=2000, 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基
礎』桜井書店)
- Esping-Andersen, Gøsta (2009), *The Incomplete Revolution: Adapting to Women's New Roles*,
Cambridge: Polity Press (=2011, 大沢真理監訳『平等と効率の福祉革命—新しい女性の役
割』岩波書店)
- Flora, Peter and Jens Alber (1981), Modernization, Democratization, and the Development of
Welfare States in Western Europe, in Peter Flora and Arnold Heidenheimer eds. *The Devel-
opment of Welfare States in Europe and America*, New Brunswick: Transaction Books
- Fraser, Nancy (1997), *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*,
New York: Routledge (=2003, 仲正昌樹監訳『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件
をめぐる批判的省察』御茶の水書房)
- Heartman, H. (1981), The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism, in L. Sargent ed.,
Women and Revolution: A Discussion of the Unhappy Marriage of Marxism and Feminism,
Boston: South End Press
- Hochschild, Arlie R. (2001), *The Time Bind: When Work Becomes Home and Home Becomes
Work*, New York: Metropolitan Books (=2012, 坂口緑・中野聡子・両角道代訳『タイムバイ
ンド (時間の板挟み状態) 働く母親のワークライフバランス—仕事・家庭・子どもをめぐる
真実』明石書店)
- Jenson, Jane (1997), Who Cares? Gender and welfare regimes, *Social Politics*, 4 (2), 182-187
- Lewis, J. (2006), Work/family Reconciliation, Equal Opportunities and Social Policies, in *Journal
of European Public Policy*, 13 (3), 420-437
- Kamerman, S. B and Kahn, A. eds. (1978), *Family Policy: Government and Families in Fourteen
Countries*, Columbia University Press
- Kittay, Eva F. (1999), *Love's Labor: Essays on Women, Equality and Dependency*, Routledge (=
2000, 岡野八代・牟田和恵『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社)
- Marshall, T.H. (1981), *The Right to Welfare and Other Essays*, London: Heinemann Educational
(=1989, 岡田富士太郎訳『福祉国家・福祉社会の基礎理論—「福祉に対する権利」他論集』
相川書房)
- Pierson, Christopher (1991), *Beyond the Welfare State? The New Political Economy of Welfare*,
Cambridge: Polity Press (=1996, 田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家』未来社)
- Putnam, Robert D. (2015), *Our Kids: the American Dream in Crisis*, New York: Simon & Schus-
ter (=2017, 柴内康文訳『われらの子ども—米国における機会格差の拡大』創元社)
- Siaroff, Alan (1994), Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology, in D. Sainsbury ed.,
Gendering Welfare States, London: Sage Publication
- Sokoloff, Natalie J. (1980), *Between Money and Love: the Dialectic of Women's Home and Market
Work*, New York: Praeger (=1987, 江原由美子・藤崎宏子・岩田知子・紙谷雅子・竹中千香

- 子訳『お金と愛情の間—マルクス主義フェミニズムの展開』勁草書房)
- Soma, Naoko, Junko Yamashita and Raymond K. H. Chan (2012), Comparative Framework for Care Regime Analysis in East Asia, *Journal of Comparative Social Welfare*, 27 (2), 111-121
- 居神 浩 (2003)「福祉国家動態論への展開—ジェンダー視点から」埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房
- 石井加代子・浦川邦夫 (2017)「所得と時間の貧困からみる正規・非正規の格差」阿部正浩・山本 勲編『多様化する日本人の働き方—非正規・女性・高齢者の活躍の場を探る』慶応義塾大学出版会
- 岩上真珠 (2013)『ライフコースとジェンダーで読む家族』(第3版)有斐閣
- 上野千鶴子 (1990)『家父長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店
- 上野千鶴子 (2011)『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』太田出版
- 浦川邦夫 (2014)「貧困線の設定と貧困の測定」『貧困研究』13, 4-16
- 大沢真理 (2007)『現代日本の生活保障システム—座標とゆくえ』岩波書店
- 経済企画庁国民生活局国民生活調査課編 (1975)『生活時間の構造分析』大蔵省印刷局
- 権丈英子 (2012)「オランダにおけるワーク・ライフ・バランス—労働時間と就業場所の選択の自由」武石恵美子編『国際比較の視点から日本のワーク・ライフ・バランスを考える—働き方改革の実現と政策課題』ミネルヴァ書房
- 近藤正基 (2015)「保守主義レジームから変化するドイツ」新川敏光編『福祉レジーム』ミネルヴァ書房
- 齋藤純子 (2012)「ドイツ社会国家と家族政策」原伸子編『福祉国家と家族』法政大学出版局
- 新川敏光 (2005)『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房
- 新川敏光 (2014)『福祉国家変革の理路—労働・福祉・自由』ミネルヴァ書房
- 武川正吾 (1997)「福祉国家の行方」岡沢憲英・宮本太郎編『比較福祉国家論—揺らぎとオルタナティブ』法律文化社
- 武川正吾 (1999)『社会政策のなかの現代—福祉国家と福祉社会』東京大学出版会
- 武川正吾 (2011)『承認と連帯—ジェンダー社会科学と福祉国家』大沢真理編『承認と包摂—労働と生活の保障』(ジェンダー社会科学の可能性 第2巻)岩波書店
- 田中洋子 (2006)「労働と時間を再編成する—ドイツにおける雇用労働相対化の試み」『思想』983, 100-116
- 田中洋子 (2012)「ドイツにおける時間政策の展開」『日本労働研究雑誌』619, 102-112
- 田宮遊子・四方理人 (2007)「母子世帯の仕事と育児—生活時間の国際比較から」『季刊社会保障研究』43 (3), 219-231
- 辻 由希 (2012)『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房
- 東京大学社会科学研究所編 (1984)『福祉国家1 福祉国家の形成』東京大学出版会
- 原 伸子 (2008)「福祉国家と家族政策の「主流」化—ワーク・ライフ・バランスの論理とジェンダー平等」『大原社会問題研究所雑誌』594, 1-18
- 原 伸子 (2016)『ジェンダーの政治経済学—福祉国家・市場・家族』有斐閣
- 広井良典 (1997)『ケアを問いなおす』筑摩書房
- 広井良典編 (2013)『ケアとは何だろうか』ミネルヴァ書房
- 広瀬真理子 (2011)「オランダの労働市場と雇用政策」『社会政策』3 (2), 37-47

- 深澤和子（2003）『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』東信堂
- ベック＝ゲルンスハイム，エリザベート（2011）「個人化とグローバル化の時代における家族」ウルリッヒ・ベック・鈴木宗徳・伊藤美登里編『リスク化する日本社会—ウルリッヒ・ベックとの対話』岩波書店
- 堀江孝司（2001）「福祉国家類型論と女性の就労」『大原社会問題研究所雑誌』509, 16-31
- 水島治郎（2006）「オランダにおける新たな雇用・福祉モデル」『世界』983, 167-184
- 水島治郎（2012）『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』岩波書店